

重要

我孫子市教育委員会より
保護者のみなさまへ



令和5年度から
自己申請制うな～

令和5年3月

令和5年度第3子以降の学校給食費無償化のための手続きについて

市では、平成30年度から市立小中学校に在学する第3子以降のお子さんの給食費無償化を実施してきましたが、令和5年1月分から対象者を拡大し、令和5年度も引き続き実施します。
無償化を受けるためには、年度ごとに保護者による申請が必要です。

【無償化の条件】令和5年4月1日以降、①～④すべてを満たしている児童生徒

- ① 保護者が小学校1年生以上の子を3人以上扶養しており、上から3番目以降の子であること
- ② ①の子が我孫子市立小中学校で給食の提供を受けていること
- ③ 生活保護を受給していないこと
- ④ 令和4年度までの学校給食費に滞納が無いこと

上記の条件に該当し、令和5年度（1年間分）の給食費の無償化を希望する方は、下記期限までに手続きを行ってください。

下記期限を過ぎて申請された分は、申請書が提出された日の属する月分からの無償化となりますので、ご注意ください。


令和5年度分（1年間分）給食費無償化のための申請期間

令和5年4月30日（インターネットでの申請）

※ 郵送の場合は4月30日必着、教育委員会へ持参の場合は4月28日17時まで

★給食費無償化の手続きが変わります！

手続きの種類	令和4年度	令和5年度
申請 ・ 変更届	<ul style="list-style-type: none">我孫子市立小中学校に3人以上在籍している子を持つ保護者に、学校を通して申請書、請求書を配付上記以外の無償化希望者の申請は、自己申請制書類の提出方法は、電子申請、郵送、窓口持参以外に、学校を通しての提出も可能	<ul style="list-style-type: none">自己申請制（対象児童生徒1人につき1申請）書類の提出方法は、下記のいずれか<ul style="list-style-type: none">①電子申請②郵送③教育委員会の窓口持参 （学校では受け取りません）
就学援助	<ul style="list-style-type: none">無償化は対象外	<ul style="list-style-type: none">無償化の対象（無償化の申請が必要）
特別支援教育 就学奨励費	<ul style="list-style-type: none">自己負担分は無償化の対象（無償化の申請が必要）	<ul style="list-style-type: none">無償化の対象（無償化の申請が必要）
支給	<ul style="list-style-type: none">一度学校に納付した給食費を後日、指定口座へ市が補助金として支給する還付方式のため、保護者の口座番号を記入する請求書の提出が必要。	<ul style="list-style-type: none">市は、「補助金」を保護者に支給するのではなく、「支援金」として学校へ無償化児童生徒分の給食費を支給するため、学校は無償化の認定を受けた児童生徒の給食費を集金しない方式。そのため、保護者の口座番号を記入する請求書の提出は不要。

 裏面につづく

手続きの方法

(対象となるお子さん 1 人ずつの申請が必要です。)

令和 5 年度からは、無償化の希望者は自己申請制となります。学校を通しての書類のやり取りは行いませんのでご注意ください。

◆申請について ア、イのどちらかで

ア. 我孫子市ホームページから「ちば電子申請サービス」を使って申請。(下記 QR コードから)

イ. 我孫子市ホームページから必要書類をダウンロードし、書面で申請。(下記 QR コードから)

★扶養しているお子さん（我孫子市立小中学校に在籍している場合は不要）の健康保険証（被保険者証）をご用意ください。健康保険証（被保険者証）の写しに「記号番号」が見えないようにマスキングしたものを申請にお使いください。

★「ちば電子申請サービス」を使って申請する場合は、申請後、「申請受理のお知らせ」メールが届きます。メールが届かない場合は、申請が完了していませんので、必ず受理メールが届いていることを確認してください。（メールが受信できる状態に設定しておいてください。）

ア. ちば電子申請サービス



イ. 市ホームページ



◆扶養の状況が途中で変わった場合

4 月 1 日以降、就職等によりお子さんの扶養状況が変わった場合は「**変更届**」を必ず教育委員会へ提出してください。（様式は市ホームページに掲載）無償化の条件から外れた日の属する月の翌月分から、給食費を学校に納入する必要があります。変更届の提出が遅れた場合、無償化の条件から外れた日までさかのぼって決定を取消し、給食費を学校に納入いただきます。

◆年度の途中で新たに無償化の条件を満たすことになった場合

申請書を速やかに提出してください。申請が遅れた場合は無償化の対象期間が短くなってしまいうため、ご注意ください。

（例）転入、新たに扶養する子が増えた、無償化を申請する前の未納分の校納金を完納した、生活保護受給者でなくなった場合など

◆令和 5 年度に就学援助・特別支援教育就学奨励費を受ける方

令和 4 年度は、第 3 子以降のお子さんが就学援助を受けている場合、無償化の対象外としていましたが、令和 5 年度以降は無償化を優先します。第 3 子以降のお子さんが就学援助、特別支援教育就学奨励費を受ける場合、無償化の申請が必要になります。ご注意ください。



申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、右記お問い合わせ先までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

我孫子市教育委員会 学校教育課
保健給食係 給食費補助金担当
TEL 04-7185-1267